



下請等中小企業の取引条件改善 に向けた対策の進捗状況

平成30年7月
中小企業庁

1-1. 下請等中小企業の取引条件改善に向けた取組①

- 官邸に関係省庁連絡会議を設置し、政府を挙げて取引条件の改善に取り組んでいる。

平成27年12月～

- 総理官邸に「**下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議**」（議長：世耕内閣官房副長官（当時））※を設置。

平成28年4月～8月

- 産業界に対する大規模調査やヒアリングを実施し、実態と問題点を把握。

平成28年9月

- 世耕経済産業大臣より対策パッケージ「**未来志向型の取引慣行に向けて**」（世耕プラン）を発表。主要産業界に対し、「自主行動計画」の策定を要請。

平成28年12月

- 下請法「運用基準」・下請振興法「振興基準」の改正**、約50年ぶりの**手形通達の見直し**（原則現金払い、手形の場合サイトは60日以内に短縮）等、関係法令の運用を強化。

平成29年3月

- 自動車、素形材、建機、繊維、電気・情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、建設、トラック運送の8業種21団体において「**自主行動計画**」を策定・公表。

※平成27年12月～29年8月まで計13回開催。平成29年8月から「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」（議長：野上内閣官房副長官）に改組し、

①下請等中小企業の取引条件改善、②最低賃金引上げ、③長時間労働是正・生産性向上・人材確保の3つのWGを設置して、適宜開催中。

1-2. 下請等中小企業の取引条件改善に向けた取組②

平成29年4月～

- 全国に80名規模の**下請Gメンを配置**し、下請中小企業ヒアリングを実施。（平成30年3月までに約3,000件の下請ヒアリングを実施。）

平成29年9月～11月

- 各業界団体において「自主行動計画」のフォローアップ調査を実施し、中小企業庁に報告。

平成29年12月

- **「自主行動計画」のフォローアップ調査結果と下請Gメンによる下請中小企業ヒアリング調査の結果を突き合わせて公表。**
- **自動車業界を中心に、手形払いの現金化など改善されていることが確認される一方、取組が鈍い業界も見られた。**

平成30年1月～

- **世耕大臣自ら**業界トップに更なる**取組努力を要請**。
- 機械製造業（産業機械、工作機械）、流通業（スーパー、コンビニ、ドラッグストア等）、警備業、放送コンテンツ業（テレビ番組・CM製作等）の**9団体が、新たに「自主行動計画」を策定**。

平成30年4月～

- **下請Gメンの体制を強化（120名超）し、年間4,000件以上の下請中小企業ヒアリングを実施。**

2. 世耕プラン①（業種横断的なルール整備）

- 平成28年12月14日付けで、下請法等の関係法令の運用を強化した。

① 下請代金支払遅延等防止法・運用基準の改正【公正取引委員会事務総長通達】

- 違反の事例として、「合理性のない一方的な原価低減要請」「金型保管コストの押しつけ」等の75事例を追加。計141事例に。

② 下請中小企業振興法・振興基準の改正【経済産業大臣告示】

- 親事業者に対し、取引先の生産性向上等への協力や合理性を確保した原価低減要請、取引対価への労務費上昇分の考慮などを求める。
- 型の管理の適正化に向けて、保管費用等は双方が十分協議の上、必要な事項を明確に定めるとともに、親事業者の事情による場合は親事業者が費用を負担。

③ 下請代金の支払手段に関する通達【公正取引委員会・中小企業庁連名通達】

- 可能な限り現金払いに。手形の場合、割引料は親事業者負担、サイトは60日以内に。
(現行120日以内。繊維業は90日以内)

3. 世耕プラン②（業界団体による自主行動計画）

- 世耕大臣から業界団体に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主行動計画の策定と着実な実行を要請**した。
- 自動車業界をはじめとして、主要産業界の12業種**30団体**が計画を策定し公表した。
※（平成30年4月時点）

<平成29年3月までに策定した21団体>

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材	素形材センター等 計9団体
建設機械	日本建設機械工業会
繊維 (2団体連名で策定)	日本繊維産業連盟 繊維産業流通構造改革推進協議会
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会（JEITA） ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA） 情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ） 日本電機工業会（JEMA）
情報サービス・ソフトウェア	情報サービス産業協会
トラック運送業 ※国交省より要請	全日本トラック協会
建設業 ※国交省より要請	日本建設業連合会

+

<平成30年1月以降、新たに策定した9団体>

業種	団体名
機械製造業	産業機械 日本産業機械工業会
	工作機械 日本工作機械工業会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等小売業 日本スーパーマーケット協会 新日本スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランタリーチェーン協会
警備業 ※警察庁より要請	全国警備業協会
放送コンテンツ業 ※総務省所管	放送コンテンツ適正取引推進協議会

4. フォローアップ体制（平成29年4月～）

- 発注側の大企業、下請側の中小企業の両方に対してきめ細やかな調査を実施し、サプライチェーン全体にわたる「適正取引」や「付加価値向上」の浸透・徹底を図っている。

項目	内容
(1)自主行動計画のフォローアップ	✓ 中小企業庁の定める『フォローアップ指針』を踏まえ、昨秋、 <u>各団体においてフォローアップ調査</u> を実施。調査結果を踏まえ、 <u>個社の取組の改善や自主行動計画の見直し</u> を要請予定。
(2)下請Gメンによる訪問調査	✓ 平成29年4月より、 <u>全国に80名規模の取引調査員（下請Gメン）を配置し、年間2,000件以上の下請企業ヒアリング</u> を実施。 ✓ 下請Gメンによるヒアリングで <u>問題事案を把握した場合には、必要に応じ個社又は業界団体にフィードバックし、自主行動計画の実行の徹底、改訂などを要請。</u>
(3)大規模な調査の実施	✓ 改善状況について、 <u>親事業者及び下請事業者に対し大規模な調査（6万社超）</u> を実施。（平成30年1月～3月に調査。6月5日公表。） ✓ <u>現金払い比率、手形サイト等</u> について、対策前と比較して <u>改善状況を確認</u> 。また、 <u>労務費上昇分の考慮、型保管費用の負担</u> など、新規項目も <u>調査対象に追加</u> 。

5-1. 自主行動計画フォローアップ調査及び下請Gメン・ヒアリング調査の結果概要①

○ 平成29年12月、自主行動計画フォローアップ調査及び下請Gメン・ヒアリング調査の結果について、とりまとめて公表した。

1. 自主行動計画F U調査の概要

業種	発送	回答	割合
自動車	14社	14社	100.0%
自動車部品	368社	186社	50.5%
建設機械	67社	33社	49.3%
電機・情報通信機器	469社	196社	41.8%
素形材	1,760社	682社	38.8%
繊維	3,700社	572社	15.5%
ソフトウェア	520社	69社	13.3%
合計	6,898社	1,752社	25.4%

2. 下請Gメン・ヒアリング調査の概要

●業種別

業種	件数	割合
自動車	907件	29.9%
電気・機械	847件	27.9%
その他製造業	893件	29.5%
非製造業	384件	12.7%
合計	3,031件	100.0%

●取引の階層別

ティア	件数	割合
一次下請	1,569件	51.8%
二次下請	1,076件	35.5%
三次下請	276件	9.1%
四次下請以下	64件	2.1%
その他	46件	1.5%

5-2. 自主行動計画フォローアップ調査及び下請Gメン・ヒアリング調査の結果概要②

1. 自主行動計画F U調査結果のポイント

- 世耕プラン重点三課題（①原価低減要請、②型管理、③支払条件）について、自動車業界を中心に積極的な取組が浸透。
- 特に、**支払条件の改善**については、**自動車セットメーカー8社が100%現金払いに切り替え**、自動車部品企業(ティア1～2：すべて現金受取22%)、素形材関係企業(ティア1～4：すべて現金受取14%)の間でも浸透しつつある。
- 他方、建機、電機・情報通信機器、繊維業界などの業界では、改善に向けた取組に着手しているものの、**発注側大企業の100%現金払いは未だ10～30%程度にとどまっているなど**、動きが鈍い面も見受けられる。

2. 下請Gメン・ヒアリング調査結果のポイント

- **全体の29%程度(※)で重点課題三項目の具体的改善を確認。**
- **支払条件の改善は500件超と顕著に多い。「100%現金化」の事例。**
- **原価低減要請**については、「例年あった要請がなくなった」等の改善事例が200件超。**金型関連**は「発注側企業に一部返却できた」等の改善事例が160件程度。

(※) 数値は「近時改善があった」ことを聞き取った事例の割合であり、残り71%が不適切な取引状況であることを意味しない。

6-1. 「取引条件改善状況調査」の結果概要①（平成30年6月公表）

1. 調査の目的、位置づけ

- 「世耕プラン」に基づく関連法令の基準改正等とこれを踏まえた「自主行動計画」の浸透状況を調査する目的で実施。
- **「自主行動計画」策定業種以外の業種も含む6万社超に対して幅広く実施。**
※本調査は、本年1～3月に、受注側事業者60,450社、発注側事業者6,150社に対し調査票を発送し、16,484社（24.8%）から回答。
- また、今回の調査では、現在直面している人手不足の状況や「働き方改革」にかかる影響などについても併せて調査を実施。

2. 調査結果のポイント

- 「不合理な原価低減要請の改善」(38%)、「型の廃棄・返却」(11%)、「支払条件の改善」(11%)と、直近1年以内で改善が進みつつあることが確認。自動車業界をはじめ「自主行動計画」策定業種における直近1年以内の改善率が高い傾向。
- 取引上の課題として、全般的に「製造業は「コストが取引価格に転嫁できない」こと、サービス業では「業界独自の商慣行」に課題があるという傾向。
- 受注側事業者では、直近1年以内のコスト変動分の価格転嫁について、「労務費52%、原材料価格65%、エネルギー価格55%が「概ね」又は「一部」反映できたと回答。

6-2. 「取引条件改善状況調査」の結果概要②（直近1年以内の改善率）

- 全般的に、「自主行動計画」策定業種における直近1年以内の改善率が高い傾向。
- 特に、「自動車」の改善率が顕著。

<直近1年以内の改善率>

	合理的な説明のない 原価低減の改善(※1)	型の返却・廃棄の 適正化(※2)	下請代金の支払 条件改善(※3)
全体平均	38%	11%	11%
食料品	43%	14%	3%
繊維	27%	13%	5%
紙・加工品	50%	5%	11%
印刷	54%	8%	8%
石油・化学	38%	15%	13%
素形材	40%	10%	12%
産業機械	43%	13%	12%
電機・情報通信	34%	7%	14%
自動車	22%	16%	21%
鉄鋼	33%	8%	12%
その他製造業	39%	9%	9%
放送・コンテンツ	—	—	9%
情報・サービス	—	—	10%
運送・倉庫	—	—	11%
広告	—	—	11%
その他サービス	—	—	8%
建設	—	—	16%
卸売	—	—	0%
小売	—	—	3%

〔改善率の算出方法〕

- ※1 合理的な説明のない原価低減要請の改善
直近5年以内に合理的な説明のない原価低減要請を受けた受注側事業者のうち、直近1年以内に改善された者の割合。
- ※2 型の返却・廃棄の適正化
型を保管している受注側事業者のうち、保管期間終了後の型の廃棄・返却について、直近1年以内に適正に実施できたと回答した者の割合。
- ※3 下請代金の支払条件改善
下請代金を手形等で受け取っている受注側事業者のうち、直近1年以内に下請代金の支払条件改善提案のあった者の割合。

自主行動計画を策定した業種

上位1位

上位2位

上位3位

6-3. 「取引条件改善状況調査」の結果概要③（取引上の課題）

○取引上の課題として、全般的に製造業は「コストが取引価格に転嫁できない」ことが課題であると考えており、サービス業では「業界独自の商慣行」に課題があると考えている傾向にある。

＜取引上の課題（受注側事業者）＞

		回答数	業界独自の 商慣行	合理的な理 由のない価 格引き下げ	コストが取引 価格に転嫁 できない	量産時と補 給品の単価 が同じ	図面などの 技術情報を 無償で提供 させられる	価格交渉に 応じてくれな い	その他
	全体	1,674	42.0	28.6	56.3	16.5	11.9	26.7	9.8
製造業	食料品	46	50.0	17.4	76.1	6.5	6.5	17.4	6.5
	繊維	71	64.8	25.4	63.4	23.9	5.6	32.4	12.7
	紙・加工品	28	32.1	25.0	60.7	17.9	7.1	28.6	10.7
	印刷	50	36.0	20.0	66.0	6.0	6.0	20.0	14.0
	石油・化学	73	34.2	26.0	64.4	39.7	12.3	21.9	9.6
	素形材	172	25.6	33.1	61.0	44.2	11.6	25.6	9.3
	産業機械	192	33.3	32.3	51.6	20.3	21.9	19.3	8.9
	電機・情報通信	77	27.3	32.5	57.1	19.5	9.1	27.3	22.1
	自動車	68	35.3	35.3	61.8	55.9	2.9	36.8	14.7
	鉄鋼業	18	22.2	55.6	66.7	27.8	11.1	38.9	11.1
	その他製造業	106	49.1	34.0	52.8	19.8	16.0	26.4	8.5
サービス業等	放送・コンテンツ	41	61.0	36.6	43.9	4.9	4.9	26.8	7.3
	情報・サービス	88	48.9	30.7	36.4	2.3	15.9	22.7	15.9
	運送・倉庫	233	51.1	20.6	69.1	4.3	0.4	30.9	3.4
	広告業	20	50.0	35.0	50.0	5.0	25.0	35.0	10.0
	その他サービス	315	41.9	26.7	46.7	2.5	17.8	29.5	9.8
	建設	27	59.3	33.3	48.1	0.0	33.3	33.3	7.4
	卸売	32	59.4	31.3	56.3	6.3	3.1	18.8	9.4
	小売	17	52.9	17.6	52.9	0.0	0.0	11.8	5.9

■ 上位1位

■ 上位2位

■ 上位3位

6-4. 「取引条件改善状況調査」の結果概要④（製品等の価格への転嫁）

- 製品等の価格への転嫁について、受注側事業者に尋ねたところ、**労務費は52%、原材料価格は65%、エネルギー価格は55%**が、「概ね」または「一部」転嫁できたと回答。
- 労務費・エネルギー価格**については、全般的にサービス業等の方が概ね又は一部転嫁できている傾向にある。

＜製品等の価格への転嫁の状況＞

業種	労務費		原材料価格		エネルギー価格	
	概ね又は一部 転嫁できた	転嫁 できなかった	概ね又は一部 転嫁できた	転嫁 できなかった	概ね又は一部 転嫁できた	転嫁 できなかった
全体	52%	48%	65%	35%	55%	45%
繊維	51%	49%	59%	41%	46%	54%
印刷	31%	69%	53%	47%	42%	58%
石油・化学	39%	61%	69%	31%	48%	52%
素形材	48%	52%	69%	31%	51%	49%
産業機械	52%	48%	72%	28%	57%	43%
電機・情報通信	54%	46%	71%	29%	58%	42%
自動車	41%	59%	71%	29%	45%	55%
その他製造業	50%	50%	67%	33%	55%	45%
放送・コンテンツ	47%	53%	60%	40%	50%	50%
情報・サービス	68%	32%	70%	30%	63%	38%
運送・倉庫	47%	53%	47%	53%	51%	49%
その他サービス	58%	42%	63%	37%	60%	40%
建設	61%	39%	74%	26%	72%	28%
卸・小売	52%	48%	69%	31%	58%	42%

6-5. 「取引条件改善状況調査」の結果概要⑤（業界特有の商慣行）

- ・ 長時間労働につながる業界特有の商慣行については、以下のような回答を得ている。
 - 製造業では「短納期」「ジャストインタイム」などが多く、情報サービス業でも「短納期」「仕様変更」などの記述が多数。
 - 広告業、放送コンテンツ業、情報サービス業では、「残業が当たり前の風習」「業界全体が長時間労働」との記述が多数みられる。
 - 食品製造業や食品卸売業では「リードタイムの短さ」「3分の1ルール」などを特有の商慣行として挙げている。
 - 建設業及び設計・測量、資材製造などの周辺産業、情報サービス業、印刷業においては、公共事業や官公需発注の「年度末集中」が課題と多数の回答がある。
 - その他、運送業の「待機時間」、理美容業の「美容院の技術訓練」、飲食小売業の「24時間等長時間営業」などが業界特有の課題として挙げられている。

7. 今後の対応について（平成30年4月～）

- **自主行動計画フォローアップ調査結果及び下請ヒアリング調査結果を踏まえ、以下の対応**を行うとともに、引き続き、取引条件改善に向けた取組を粘り強く行っていく。

1. **業界への改善要請、「自主行動計画」策定業種の拡大**

昨年末の調査結果を踏まえ、取組の鈍い業界については、**世耕大臣より、直接、業界団体トップに対しさらなる改善努力を要請**。個別の事案については、一部、下請法に基づく調査・検査を実施。

また、「自主行動計画」については、**本年1月以降、新たに機械製造業、流通業、警備業、放送コンテンツ業**などの業種で策定されたところ、**今後も引き続き、策定業種の拡大を目指す**。

2. **下請ヒアリングの体制強化**

平成30年4月以降、下請Gメンの体制を増強（**80名→120名超**）し、**年間4,000件以上**（29年度目標は年間2,000件以上）の訪問ヒアリング調査を実施。継続的に下請取引の実態把握に努めていく。

3. **新たな課題への対応**

下請Gメンヒアリング調査等で明らかになった**金型の分割払い問題**について、公正取引委員会と連携しヒアリング等調査に着手。また、**大企業間での手形取引**（例：カーメーカー→1次下請）が、2次下請以下の取引の現金払い化のボトルネック要因となっていることから、改善に向けた要請を検討。

4. **下請振興法「振興基準」の改正等の検討**

ヒアリング等を通じて把握した商慣行や課題等を整理し、振興基準の改正等を検討していく。

8. 更なる取組の浸透と業種の拡大

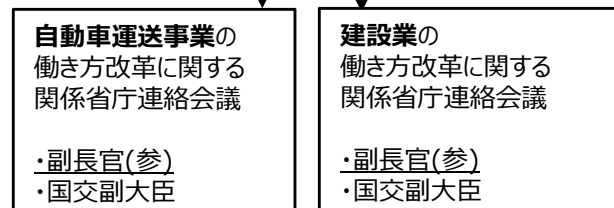
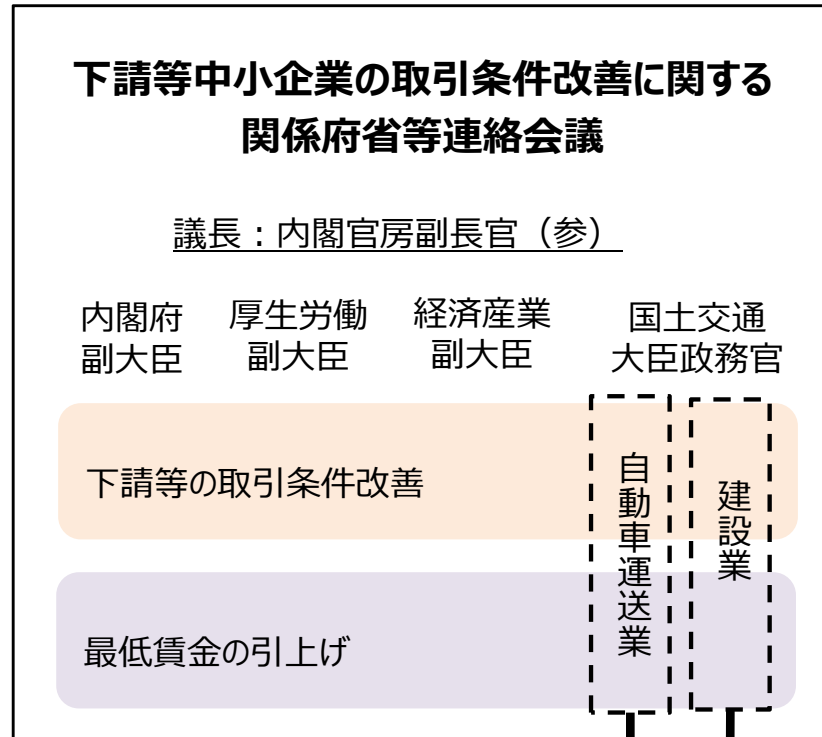
- 自主行動計画は策定して終わりではなく、PDCAサイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていくことが重要である。
- また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけではなく、**他の業種にも自主行動計画の取組を広げていく**ことが必要である。



【参考①】「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」

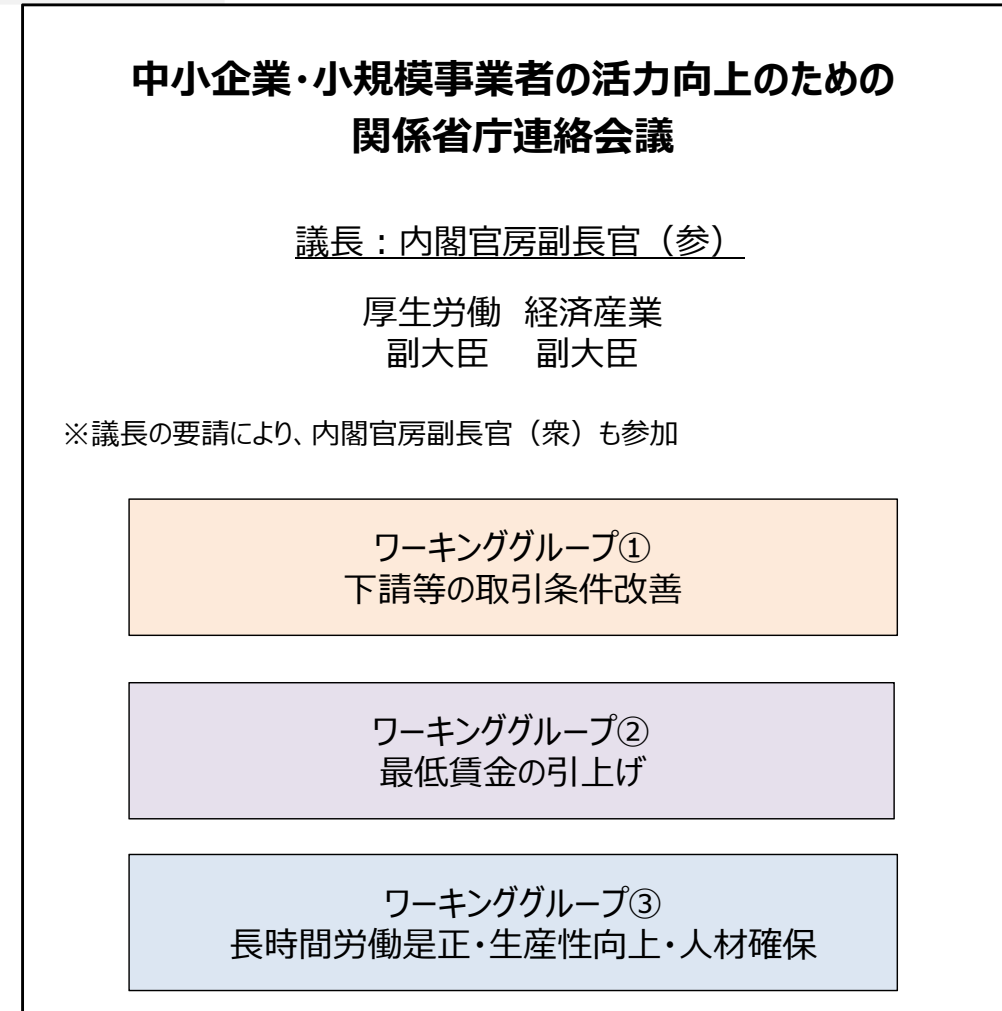
- 平成29年9月、従来の「下請等連絡会議」を発展解消し、「中小・小規模企業の活力向上のための連絡会議」及びWGが設置された。

従来



(平成29年6月設置済。大企業に関する部分を含む)

改組後



※平成29年9月以降、親会議:2回、WG①:4回、WG②:3回、WG③:3回開催。(平成30年6月現在)

【参考②】取引条件改善に関する安倍内閣総理大臣ご発言

- 引き続き、政府を挙げて、取引条件の改善に向けて取り組む方針としている。

○安倍内閣総理大臣施政方針演説 抜粋（第196回国会、平成30年1月22日）

下請取引の適正化に向け、**製造業や小売・流通などの分野で、業界毎の自主行動計画の策定を進めます。6万社を対象に改善状況の調査を行い**、厳格な運用を確保することで、取引条件の改善に努めてまいります。

○安倍内閣総理大臣施政方針演説 抜粋（第193回国会、平成29年1月20日）

先月、**50年ぶりに、下請代金の支払いについて通達を見直しました**。これまで下請事業者の資金繰りを苦しめてきた**手形払いの慣行を断ち切り、現金払いを原則**とします。近年の下請けいじめの実態を踏まえ、**下請法の運用基準を13年ぶりに抜本改定**しました。今後、厳格に運用し、下請取引の条件改善を進めます。

○安倍内閣総理大臣所信表明演説 抜粋（第192回国会、平成28年9月26日）

「経済の好循環」の成否は、全国の中小・小規模事業者の皆さんの元気にかかっています。生産性向上、販路開拓などの努力を後押しします。**下請法の運用基準を13年ぶりに抜本改定**し、下請取引の条件改善を進めます。